

社会福祉法人やすらぎ会 行動計画

女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで の5年間

2. 目標と取組内容

女 目標1 女性労働者の平均勤続年数を10年以上とする。

※参考：令和7年3月1日時点（※1） 女性労働者平均勤続年数

社会福祉法人やすらぎ会 = 9年6ヶ月（※1）

医療・福祉平均値 = 8年7ヶ月

取組内容

令和7年4月～ 利用できる両立支援制度とハラスメント防止について管理職を含む労働者に周知徹底する。

令和8年4月～ 仕事と家庭の両立を前提としたキャリアイメージ形成のための研修を行う。

次 目標2 年次有給休暇の平均取得率を80%以上とする。

※参考：社会福祉法人やすらぎ会 年次有給休暇平均取得率

2019年度=76.78%

2018年度=84.34%

2017年度=86.91%

2016年度=89.81%

2015年度=83.99%

取組内容

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

令和8年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

次 目標3 令和12年3月までに、従業員全員の所定時間外労働を、1人あたり年12時間未満とする。

取組内容

令和7年4月～ 所定時間外労働の原因の分析等を行う

令和8年4月～ 管理者を対象とした意識改革のための研修（会議）を年1回実施

令和9年4月～ 職員会等による従業員への時間外労働の推移、傾向等周知

令和10年4月～ 各事業部署における問題点の検討及び研修（会議）の実施

次 目標4 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にすること

女性社員・・・取得率を95%以上にすること

取組内容

令和7年4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修（会議）を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う

令和8年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施